平成２３年（フ）第６３３６号
埼玉県三郷市早稲田８丁目31－４－Ｉ－７
破産者　工藤　由博
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３３７号
埼玉県三郷市早稲田８丁目31－４－Ｉ－７
破産者　工藤美恵子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３６８号
東京都江東区新大橋１丁目８番11号
破産者　株式会社トデック
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３７０号
東京都大田区南六郷３丁目20番19号
破産者　株式会社高名精機
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３８１号
東京都荒川区西日暮里２丁目14―13―702
破産者　志田こず恵
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３８３号
東京都港区六本木３丁目４番５号
破産者　株式会社偕
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３９５号
埼玉県日高市大字原宿469―30
破産者　近野　英則
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４７５号
京都府京丹後市網野町浅茂川1802番地
破産者　有限会社丸八鉄工所
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４７６号
大阪府大阪市都島区内代町１―14―21―403、住民票上の住所京都府京丹後市網野町浅茂川1831
破産者　川浪　玲子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４８３号
東京都墨田区江東橋４丁目21番６―206号
破産者　株式会社日本美術工芸研究所
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５１４号
東京都港区六本木１丁目６番１号泉ガーデンタワー29階
破産者　ニューシティ・エルピーティ・インベストメント合同会社
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５１６号
東京都大田区南六郷３丁目20―19
破産者　高橋　總子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５２９号
東京都江東区三好１丁目１番１号
破産者　株式会社３Ｄスタジオゼロ
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５４２号
東京都新宿区新宿６丁目28番８号ラ・ベルティ新宿701
破産者　株式会社エフステージ
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５４３号
愛知県みよし市明知町美里45―２、住民票上の住所大阪府大阪市東淀川区豊里３丁目２―10―401
破産者　深谷　英利
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８９４号
東京都新宿区原町３丁目48―106
破産者　竹沢　壽子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３７９号
神奈川県秦野市渋沢１丁目28―８　メゾンミキオＤ―102
破産者　西村　芳秋
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３８０号
神奈川県横浜市中区長者町４丁目11―１―1403
破産者　關　　素志
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５０４号
東京都江東区東砂２丁目13―11―602
破産者　森川美恵子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５２４号
東京都渋谷区西原１丁目30―１―3011
破産者　高橋　健一
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５４０号
神奈川県横浜市緑区西八朔町４－５　カーサフジ101、住民票上の住所静岡県伊東市吉田443　県営住宅２棟204
破産者　樋口　親逸
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５９０号
神奈川県横浜市神奈川区新子安１丁目２―３―2910
破産者　針山　眞一
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部